

不妊症等に関する支援促進条例（案）（概要）

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者（行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民）に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成（案）

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本方針、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進	不妊治療の充実、プレコンセプションケアの推進、定期健診等の推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境整備	不妊症患者等の相談機能の強化、治療と就労の両立の推進等	
第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	公布日から施行

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

I 社会的背景（現状）

（少子高齢化・晩産化の進行）

生産年齢人口は1995年をピークに減少し、2023年の出生数は過去最低を更新。第一子の平均出産年齢は30才を越えており、加齢による妊娠・出産リスクの上昇が懸念される。

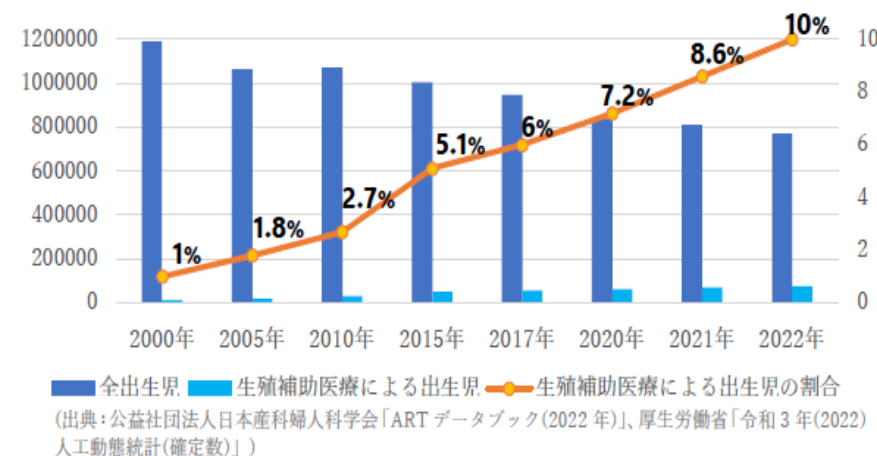
（生殖補助医療の浸透）

2022年4月から体外受精などの生殖補助医療を含む不妊治療が保険適用となった。全出生児(2022年)のうち、約10人に1人が生殖補助医療により誕生している。

（医療機関の立地）

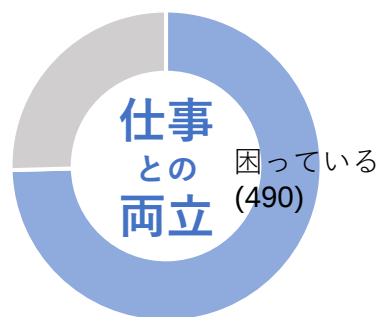
県内においては、生殖補助医療を実施している医療機関の約9割が神戸・阪神地域等に集中している。

【全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合】



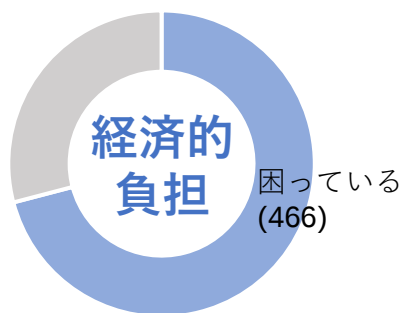
不妊治療支援実態調査（R5.7兵庫県）

n = 有効回答数



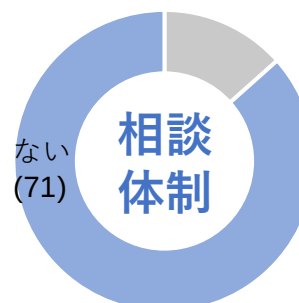
当事者の約7割が
治療と仕事の両立
に困難を抱えている

n = 657



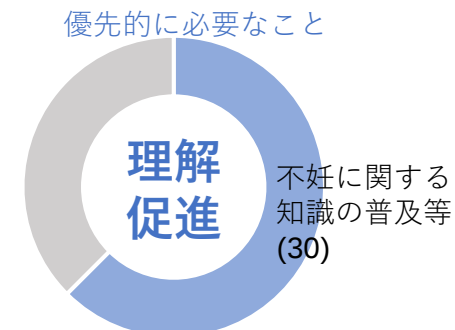
当事者の約7割が
経済的負担が大きい
と考えている

n = 657



医療機関の約8割は
診療時以外でカウンセリング等の
相談体制がない

n = 82



医療機関の約6割が理解促進に向け
不妊に関する知識の普及
が優先的に必要だと考えている

n = 48

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

II 解決すべき課題

(1) 安心して不妊治療を受けることのできる環境の整備

経済的負担の軽減、仕事と治療の両立、周囲の理解促進など様々な要因を踏まえ、一人ひとりが「安心して」治療を受けることのできる環境を整備する必要がある。

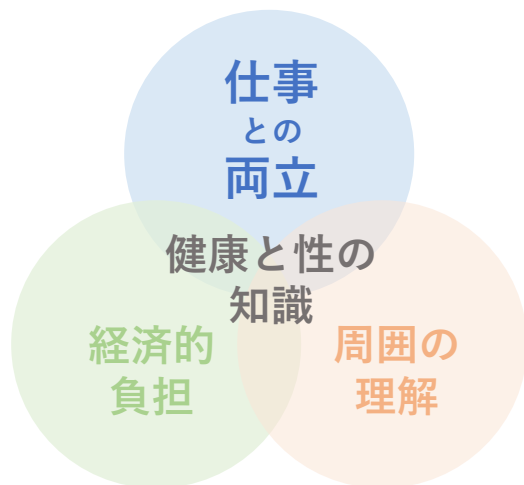
(2) 不妊に不安を覚える方の減少

若者が健康や性に関する必要な知識を踏まえたライフプランを立てることができ、将来、自身やパートナーが妊娠を希望する際に、いまの自分に見合った選択をすることができることが大切である。

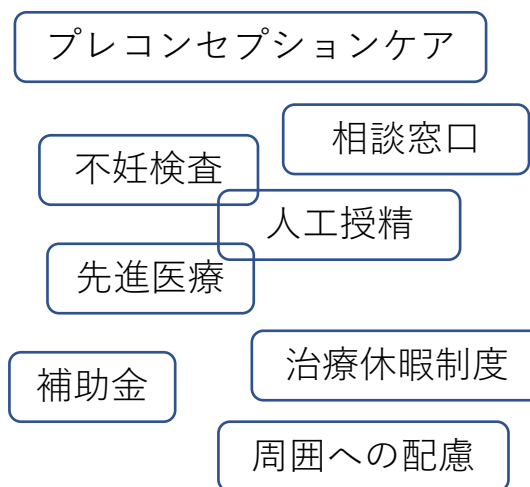
(3) ニーズに応じた継続的・体系的な取り組みの推進

今後ますます生殖補助医療のニーズは高まることが見込まれる。日進月歩の医療技術を踏まえ、持続可能な施策を効果的・効率的に実施していく必要がある。

「安心」のバランスは
人によって異なる



必要な治療や支援も
人それぞれ異なる



関係者が求められる役割に
ひとつひとつ取り組む



不妊症等に関する支援促進条例（案）

題名 兵庫県では男女問わず不妊症及び不育症に悩む方々を支援しており、その一連の支援を不妊症等に関する支援としてより一層促進するための枠組みを表す条例名とした。

前文

条例策定の背景と趣旨

- ❑ 大学進学率の上昇や独身者の意識変化などを背景に、晩婚及び晩産化が進行。
- ❑ 不妊症及び不育症となる原因は男女ともにあり、加齢とともに妊孕性等が低くなるため、早めの受診が望ましい。（特に35歳以上）
- ❑ 生殖補助医療により出生した子の数は上昇傾向にあり、プレコンセプションケアや不妊治療をはじめとする不妊症等に関する取り組みの必要性も高まっている。
- ❑ 令和4年4月から不妊治療について公的医療保険が適用となり、医療制度も改正されつつある。
- ❑ 不妊症や不育症について、知りたい情報や受けたい治療が必要に応じて得られる体制が不十分なことや周囲の理解は深まっておらず、不妊治療を断念する当事者もいる。
- ❑ 不妊治療は長期間にわたることもあるため、当事者の経済的、肉体的及び精神的負担は大きい。
- ❑ 結婚並びに妊娠及び出産の自由や多様な家族観を尊重しつつ、健康や生殖に関する知識を持って、社会全体で不妊症及び不育症に関する支援をより一層促進するため条例を制定する。

第1章 総則

定義

- ◆ 「不妊症」
妊娠を希望する男女が避妊をしないで性交を反復しているにもかかわらず、一定期間（おおむね一年）以上を経ても女性が妊娠しない状態
- ◆ 「不育症」
妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返す状態
- ◆ 「不妊治療」
妊娠を希望する夫婦（事実婚を含む）が自然に妊娠できない場合に行う検査、治療等の医療
- ◆ 「生殖補助医療」
妊娠を成立させるためにヒト卵子と精子、あるいは胚を取り扱うことを含むすべての治療あるいは方法
- ◆ 「プレコンセプションケア」
妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の生活や健康に向き合うこと

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第1章 総則

基本方針

地域社会の構成員が一体となって、不妊症及び不育症に関する支援をより一層推進していくための基本的な方針を規定

- 専門的な知見に基づいて総合的に取り組むこと
- 就労その他の社会生活と治療を両立でき、安心して治療を受けることができる環境を整備すること
- 年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じて必要な支援が受けられること
- 当事者や過去に不妊症及び不育症であった者、そのパートナー等の意見が十分に尊重されること
- 県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者、県民の参画と協働により推進すること

各主体の役割

県の役割

- ◇不妊症及び不育症に関する支援の推進に関する総合的な施策の実施
- ◇関係者と相互に連携及び必要な調整を図るとともに、その自主性や独自性を尊重し、地域の特性に応じた不妊症及び不育症に関する支援を推進

事業者(※2)の役割

- ◆従業員がプレコンセプションケア及び不妊治療と就労との両立に取り組むことができるよう配慮し、職場風土醸成をするために関係法令を踏まえ、必要な支援を講じるよう努める

市町の役割

- ◆県が実施する施策と連携し、地域の特性に応じた施策の策定・実施に努める

医療関係者(※1)の役割

- ◆県及び市町が実施する施策と連携し、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進に努める
- ◆当事者の状況を深く認識し、関係する診療科と相互に連携を図りつつ、良質かつ適切な治療等の提供に努める

教育関係者(※3)の役割

- ◆幼児、児童、生徒及び学生並びに職員が健康や生殖に関する知識を持ち、食生活、運動、休養等について健康な生活習慣の確立ができるよう必要な措置を講じるよう努める

県民の役割

- ◆妊娠及び出産及び不妊症並びに不育症に関する知識を持ち、当事者等に関する理解を深めるよう努める

※1「医療関係者」かかりつけ医及び不妊治療に従事する者

※2「事業者」他人を使用して事業を営む者

※3「教育関係者」学校（学校教育法第1条に同じ。）の教育に関する業務に従事する者

◇ 義務規定

◆ 努力義務規定

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等

取組内容

不妊治療等の充実

- ◇医療機関の連携及び心身の状態に応じた良質かつ適切な不妊治療等の提供 医療
- ◆先進医療を提供する体制の充実 医療
- ◆必要に応じた実態の把握 県

定期健診等の推進

- ◆定期健診等（定期的な健康診断や必要に応じた不妊症に関する検査等）を受けることの必要性に関する知識の普及啓発及び県民が定期健診等を受けやすい環境の整備 県 市町 医療 事業者 教育

プレコンセプションケアの推進

- ◆県民が妊娠・出産及び不妊並びに不育症に関する知識を持ち、当事者等に関する理解を深めることができるよう相互に連携し、各世代に応じたプレコンセプションケアを推進 県 市町 医療 教育
- ◆生活習慣が健康に及ぼす影響、性感染症等の健康や生殖に関する知識の普及啓発及び環境整備 県 市町 医療 教育
- ◇受動喫煙の防止等に関する条例に基づく受動喫煙の防止 県

その他の措置

- ◆相互連携及び県民への正確な情報発信 県 市町 医療 事業者 教育

第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境の整備

取組内容

当事者等の相談機能の強化

- ◇相談窓口の機能強化と周知 県
- ◇不妊症及び不育症に関する相談への適切な対応 医療
- ◆周囲の理解が得られるよう、当事者以外の者が相談できる体制の整備 県 市町 事業者
- ◇不妊治療の相談等にかかる情報の取扱いとプライバシーへの配慮 県 市町 医療 事業者

治療と就労の両立の推進

- ◇事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及 県
- ◆不妊治療を受ける従業員に対する柔軟な働き方の促進及び職場環境の整備 事業者

その他の措置

- ◆相互連携及び県民への正確な情報発信 県 市町 医療 事業者 教育

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進

取組内容

不妊症等に関する支援の促進について計画的な施策の推進

- 計画的な施策の推進を図るため、関係法令に基づく県の計画において必要な事項を定める

具体的な計画

- 次世代育成支援対策推進法第9条の規定により策定する県行動計画
- こども基本法第10条の規定により策定する県こども計画
- 成育医療等基本方針に基づき策定する県計画

施策の推進における留意事項

- 正確な情報を基に施策を立案すること
- 当事者等への経済的、肉体的及び精神的負担の軽減に資するよう配慮すること

第5章 雑則

◇不妊症及び不育症に関する支援を促進するため、具体的な施策の実施に関する行財政上の措置を講じる 県

附則

公布の日から施行する